

遠軽町新庁舎建設基本・実施設計業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、遠軽町（以下「町」という。）が委託する遠軽町新庁舎建設基本・実施設計業務委託の受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定するため、必要な事項を定めたものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和4・5年度 遠軽町新庁舎建設基本・実施設計業務委託

(2) 業務内容

本業務は、町が紋別郡遠軽町1条通北3丁目において計画している遠軽町新庁舎建設に係る基本設計及び実施設計を行う。

なお、事業計画の概要については、本プロポーザルを実施するに当たり、令和4年11月11日現在において想定している計画内容等について記載したものであり、今後本手続を経て受託候補者となった者との協議によって修正又は変更される場合があるので、留意すること。

(3) 予定する委託期間

令和5年1月下旬から令和6年2月末までを予定する。

このうち、基本設計については、令和5年6月20日までを予定する。

E C I（アーリー・コントラクター・インボルブメント）方式の採用を予定しているため、基本設計終了後、技術協力者が決まるまでの間（令和5年10月頃）は、実施設計に着手できない恐れがあるので留意すること。

(4) 予定する業務場所

紋別郡遠軽町1条通北3丁目

(5) 委託業務に係る予算額

213, 400千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内を予定する。

(6) その他

本業務は新庁舎とこれに付帯する施設に関する基本設計（敷地全体の車庫等の配置案を含む。）及び実施設計（現庁舎の解体実施設計を除く。）とし、外構基本・実施設計、地質調査、現況測量、電波障害調査、開発区域に係る用地測量及び地中熱熱応答試験調査を含むものとする。

なお、外構設計については、開発行為申請に係る資料作成並びに記念碑等の移設、植樹等の移植及び建築資材等への利用についての調査、検討を行うものとする。

3 事業計画の概要

(1) 施設の名称 遠軽町総合庁舎

(2) 建設予定地 紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地ほか

(3) 敷地面積 23,750.75 m²（現庁舎及び前庭敷地：18,148 m²、前庭南側敷地：2,755.07 m²、前庭東側敷地2,847.68 m²）

(4) 延床面積 7,000 m²（役場庁舎5,000 m²、消防庁舎2,000 m²）程度を予定する。

(5) 用途地域 第二種住居地域

(6) 周辺道路 東側：町道1条通 幅員9.09m

西側：町道1条中通 幅員10.91m

南側：町道市街地36号線通 幅員17.91m

町道北3丁目通（庁舎敷地と前庭敷地を分断している。）

(7) 駐車場 現庁舎解体後の敷地、庁舎前庭東側敷地及び庁舎前庭南側敷地を活用し、約310台分の駐車場を確保する。

- ア 来庁者用 約50台（車いす使用者用駐車スペース2台含む）
- イ 公用車用 約80台（特殊車両及10台び消防車両14台含む）
- ウ 職員用 約180台

(8) その他 このほかの内容については、「遠軽町新庁舎建設基本計画書」に記載している。

4 参加資格

公示日現在（令和4年11月15日）において、次の（1）に掲げる要件をすべて満たす単体企業又は（2）に掲げる要件をすべて満たす特定共同企業体とする。

(1) 単体企業の要件

- ア 令和3・4年度遠軽町競争入札参加資格者名簿において、「建築物の設計」の資格を有していること。
- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ウ 遠軽町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成17年遠軽町告示第14号）第2第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- エ 遠軽町の契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成25年遠軽町告示第11号）第3条の規定による競争入札への参加を除外されていないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の遠軽町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- カ 北海道内に本店、支店又は営業所を有すること。
- キ 過去10か年（平成24年度以降）に北海道内において建設（竣工）された、延べ床面積3,000m²以上の市町村の庁舎又は消防庁舎（市町村の庁舎との一体整備に限る。）の新築に係る実施設計業務の履行実績を有していること。ただし、共同企業体として履行した業務の場合は、代表構成員として履行したものに限る。

(2) 特定共同企業体の要件

ア 特定共同企業体の要件

- (ア) 構成員の数は、2社又は3社とする。
- (イ) すべての構成員の出資比率が、均等割の10分の6以上であること。（構成員の最小出資比率は、2社の場合は30%、3社の場合は20%とする。）

イ 構成員の要件

- (ア) (1) アからカまでの要件をすべて満たすこと。
- (イ) 本プロポーザルに参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(ウ) 他の特定共同企業体の構成員として、本プロポーザルに参加する者でないこと。

ウ 代表者の要件

- (ア) 出資比率が構成員中最大であること（同率は認めない。）。
- (イ) (1) キの要件を満たすこと。

5 スケジュール

受託候補者の特定までの実施手順（概要）は以下のとおりとする。

区分	内 容	期間等
一次審査	公募型プロポーザルの公示	令和4年11月15日（火）
	質問書提出期限	令和4年11月22日（火）まで
	質問書の回答	受付後、速やかに町ホームページ上において回答する。
	参加表明書等提出期限	令和4年11月28日（月）
	特定共同企業体参加資格審査申請書提出期限	令和4年11月28日（月）
	一次審査（書類審査）	令和4年12月2日（金）予定
	一次審査結果の通知	令和4年12月5日（月）予定
二次審査	質問書提出期限	令和4年12月21日（水）まで
	質問書の回答	受付後、速やかに町ホームページ上において回答する。
	技術提案書提出期限	令和4年12月28日（水）予定
	二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和5年1月11日（水）予定
	二次審査結果の通知	令和5年1月13日（金）予定
契約	契約	令和5年1月下旬を予定

6 参加表明書等の提出（一次審査）

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明をするものとする。

（1）提出書類

- ア 参加表明書（様式第1-1号又は第1-2号）
- イ 類似施設の受託業務実績調書（その1）（様式第2号）
- ウ 類似施設の受託業務実績を証明する書面（契約書の写し等）
- エ 類似施設の受託業務実績調書（その2）（様式第3号）
- オ 業務実施体制調書（様式第4号）

（2）提出部数

各1部を提出すること。

（3）提出方法

持参又は郵送（書留）により提出すること。

（4）提出先

紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

遠軽町総務部情報管財課契約担当

TEL 0158-42-4271

FAX 0158-42-3688

電子メール johou@engaru.jp

（5）提出期限

令和4年11月28日（月）午後5時30分まで必着とする（郵送の場合にあっても同様とする。）。

（6）その他

ア 一次審査（書類審査）では、類似施設の受託業務実績調書（その1）（様式第2号）に記載された業務実績や施設規模、類似施設の受託業務実績調書（その2）（様式第3号）に記載された施設の独創性やコンセプト、業務実施体制調書（様式第4号）に記載された配置予定技術者の実績を総合的に審査する。

イ アに基づき一次審査を実施するものとするが、参加表明者が少数である場合は、一次審査を省略する場合もあるので留意すること。なお、一次審査の結果については、追って通知する。

ウ 業務実施体制調書（様式第4号）に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等特別な理由を除き変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、町と協議の上決定するものとする。

エ （1）ウの類似施設の受託業務実績を証明する書面として契約書の写しを添付する場合においては、約款等の添付は不要とする。

7 技術提案書の提出

一次審査により選定された者は、次のとおり期限までに技術提案書を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ア 技術提案書（様式第5-1号又は第5-2号）
- イ 業務の実施方針（様式第6号）
- ウ 協力予定事業所調書（様式第7号）
- エ 特定テーマに対する提案書（様式第8-1、8-2及び8-3号）
- オ イメージ図（様式第9号）

(2) 提出部数 上記アの様式 1部 上記イ～オの様式 各15部

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留）により提出すること。

(4) 提出先

6 (4) の提出先に同じ。

(5) 提出期限

令和4年12月28日（水）を予定する。

(6) その他

- ア 作成に当たっての留意点は、別添1「技術提案書作成要領」による。
- イ 「(1) 提出書類」のイ～オ各1部をセット組みにし、左側1か所をクリップ止めにして、15部を作成した上で、「(1) 提出書類」のアを付して提出すること。
- ウ 技術提案書は1社につき1案とする。
- エ 技術提案書提出後の修正又は差し替え等は一切認めない。
- オ 提出された技術提案書は返却しない。
- カ プレゼンテーション・ヒアリング審査において、提出者名を伏せて選考を行うため、提出者が特定できる内容は記載しない。

8 提案を求めるテーマ

(1) 防災拠点となる庁舎

災害の発生時に行政機能を継続しつつ、災害対応の拠点を強化し町民の生活を守るために、耐震性に優れ、迅速な支援や復旧活動を行うことができる防災機能を備えた庁舎について提案すること。また、平常時から遠軽地区広域組合と緊密な連携を図ができる庁舎について提案すること。

(2) 全ての人が利用しやすい庁舎

町民の利用が多い届出、申請、相談等の窓口サービスの利便性を高めるため、分散している民生部保健福祉課及び教育委員会を本庁舎に集約し、町民ニーズにあった便利で利用しやすい庁舎について提案すること。また、バリアフリーに配慮したユニバーサルデザインの導入を図るなど、全ての町民が利用しやすい庁舎について提案すること。

(3) 機能的で柔軟性のある庁舎

適正な執務空間を確保するとともに、今後の行政需要の多様化、社会情勢の変化、情報化の進展など、様々な変化に対応できるよう、効率的で機能的な柔軟性の高い庁舎について提案すること。また、個人情報を取り扱うことから、防犯及びセキュリティ機能を強化した庁舎について提案すること。

(4) 環境に優しく経済的な庁舎

本町は、夏季と冬季の寒暖差が最大で50℃以上にもなり、豪雪地帯でもあるなど気象条件が厳しいことから、環境に配慮した省エネルギーと新エネルギーの技術を導入、二酸化炭素の排出削減に努め、施設の将来的な維持管理コストの抑制を第一に、加えて建設費の低減や施設の長寿命化と環境への負荷の低減などのトータル的なコストを削減するための手法について提案すること。

(5) 消防活動拠点となる庁舎

消防庁舎は、組合構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）の通信指令業務の一元管理及び警防体制の共同運用の中枢を担うとともに、北海道広域消防相互応援や緊急消防援助隊を要請した際の指揮本部機能が求められる重要な消防活動拠点施設であることから、災害に強く、機能的で柔軟性のある消防施設の整備について提案すること。

9 本プロポーザルに関する質問について

(1) 提出方法

質問書（様式第10号）に質問事項を記載の上、持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。なお、提出先は「6（4）」と同じ。

(2) 提出期限

ア 一次審査に関する質問 令和4年1月22日（火）午後5時30分まで必着とする（郵送等の場合にあっても同様とする。）。

イ 二次審査に関する質問 令和4年2月21日（水）午後5時30分まで必着とする（郵送等の場合にあっても同様とする。）。

(3) 回答方法

受付後、速やかに町ホームページ上において回答する。

10 プレゼンテーション・ヒアリング審査（二次審査）

技術提案書の提出者に対しては、次のプレゼンテーション・ヒアリング審査を行うこととし、その順序は、技術提案書を最初に受け付けた者を1番、最後に受け付けた者を2番、それ以外は受付順とする。

(1) 日時及び場所

令和5年1月11日（水）を予定し、時間及び場所は後日通知する。

(2) 所要時間

1社につき30分以内とし、その目安は次のとおりとする。

ア 準備・プレゼンテーション 20分以内

イ 質疑応答 10分以内

(3) 内容

提出した技術提案書の説明と、説明に対するヒアリングを行う。

(4) 参加人数

参加表明時に提出した業務実施体制調書（様式第4号）に記載された者のうちから3名以内とする。

(5) 使用機器等

ア プロジェクター（EPSON社製 EB-G6250W）、大型スクリーン（オーエス社製 PT-120V 三脚スタンド式）及びマイクは町で用意する。

イ パソコン及び接続ケーブル（VGA端子ケーブル）等は提出者が持参する。

(6) その他

ア 「(2) 所要時間 ア 準備・プレゼンテーション 20分以内」には、提出者が持参したパソコンの接続や設定等の時間も含むものとし、その接続等は、提出者自らが行うこととする。

イ 本審査は、提出者名を伏せて選考を行う。

1.1 選定手順

選考委員会において、プレゼンテーション・ヒアリング審査での評価を行い、最高点を得た提出者を受託候補者とする。

(1) 評価基準

評価項目	判断基準	評価の点数
業務の取組意欲	技術提案書及びヒアリングにより評価を行う。業務を実施する上での課題や問題点を把握しており、積極的に取り組む姿勢等を評価する。	10
業務の理解度	業務の内容や背景等、業務の理解度を総合的に評価する。	10
業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴について、評価する。	10
	業務において、特に重視する設計上の配慮事項について評価する。	10
特定テーマに対する技術提案の的確性・独創性・実現性	テーマ1に対する技術提案内容について、的確性（与条件との整合性がとれているか等）、独創性（独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を総合的に評価する。	15
	テーマ2に対する技術提案内容について、的確性（与条件との整合性がとれているか等）、独創性（独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を総合的に評価する。	15
	テーマ3に対する技術提案内容について、的確性（与条件との整合性がとれているか等）、独創性（独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を総合的に評価する。	15
	テーマ4に対する技術提案内容について、的確性（与条件との整合性がとれているか等）、独創性（独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を総合的に評価する。	15
	テーマ5に対する技術提案内容について、的確性（与条件との整合性がとれているか等）、独創性（独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を総合的に評価する。	15

(2) 選考方法

選考委員会の各委員が、(1)に掲げる評価基準に基づいてそれぞれ採点を行い、その合計の最も高い提出者を受託候補者とする。ただし、その合計点が総合計点の5割に達しない場合は、受託候補者を特定しないものとする。

なお、最高点が同点で2社以上ある場合は、同点の提出者のみを対象とした再審査により決定するものとする。

- (3) 受託候補者の特定通知
令和5年1月13日（金）を予定する。

1 2 参加者の失格

- 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
- (1) 「7（5）提出期限」内に技術提案書を提出しない場合
 - (2) 複数の技術提案書を提出した場合
 - (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - (4) 「4 参加資格」を満たさなくなった場合
 - (5) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
 - (6) プレゼンテーション・ヒアリング審査に正当な理由なく遅れた場合又は欠席した場合
 - (7) 前各号に定めるもののほか、本プロポーザルの実施に当たり著しく信義に反する行為
があった場合

1 3 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 特定共同企業体と単体企業の混合によるプロポーザルとする。ただし、特定共同企業
体又は単体企業のみによるプロポーザルを行う場合がある。
- (3) 町は、提出された技術提案書について、必要に応じて無償で使用できるものとする。
- (4) 参加者は、提出した技術提案書を町の許可なく公表及び使用できないものとする。
- (5) 町は、受託候補となった者と技術提案書に基づき、協議により仕様書を定め随意契約
により契約を締結する。
- (6) 審査結果等は公表するものとする。
- (7) 本プロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、遠軽町情報公開条例（平成1
7年条例第13号）に基づき、提出された書類等を公開することがある。
- (8) 審査の経緯及びその結果についての異議申し立て等は受け付けない。
- (9) 本手続は、当該業務に係る補正予算成立を前提とした予算成立前からの準備手続であ
り、予算成立後に効力を生じるものである。このため、遠軽町議会において補正予算案
が否決された場合には、当該業務に係る随意契約は行わず、いかなる効力も発生しない
ので留意すること。

1 4 担当課（問い合わせ先）

紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1
遠軽町総務部情報管財課契約担当
TEL 0158-42-4271
FAX 0158-42-3688
電子メール johou@engaru.jp

別紙

提出書類一覧

参加表明関連	参加表明書（単体企業用）	様式第1－1号
	参加表明書（共同企業体用）	様式第1－2号
	類似施設の受託業務実績調書（その1）	様式第2号
	類似施設の受託業務実績調書（その2）	様式第3号
	業務実施体制調書	様式第4号
技術提案書提出関連	技術提案書（単体企業用）	様式第5－1号
	技術提案書（共同企業体用）	様式第5－2号
	業務の実施方針	様式第6号
	協力予定事業所調書	様式第7号
	特定テーマに対する提案書	様式第8－1号
		様式第8－2号
		様式第8－3号
質問関連	イメージ図	様式第9号
	質問書	様式第10号

- 1 様式第1号～第8号及び様式第10号はA4版縦で提出のこと。
- 2 様式第9号はA3版横を片袖折りにして提出のこと。
- 3 技術提案書提出時は、様式第6、7、8、9号の順にセット組みし、必要セット数分を提出すること。